

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を三重県津市栄町一丁目891番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、事件、事故等の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚並びに被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 物品の供与又は貸与、役務の提供等の方法による被害者等に対する援助事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁判の申請を補助する事業
- (4) 被害者等の自助グループへの支援事業
- (5) 関係機関、団体等との連携による被害者等の援助事業
- (6) 被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (7) 第1号から第5号までに掲げる業務に従事する者の養成及び研修事業
- (8) 被害者等支援に関する広報及び啓発事業
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、三重県において行うものとする。

第3章 会 員

(センターの構成員)

第5条 センターは、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 センターの事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 センターの事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 センターに功労があった個人、団体又は学識経験者で総会において承認された者とする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員又は賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者となったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 第10条の規定により除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会する旨の届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) センターの定款又は規程に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又はセンターの目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納められた会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表、損益計算書及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項のほか、センターの運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 民法第59条第4号の規定により監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(総会の招集)

第 15 条 総会は、前条第 3 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条各号の規定による請求があったときは、総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、通知しなければならない。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第 18 条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、会員として表決に加わる権利を有しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、出席正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

(総会の書面表決等)

第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、当該書面表決をし、又は代理人に表決を委任した正会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 20 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席正会員の数及び当該正会員氏名（書面表決又は委任表決により出席とされた正会員について、その旨を付記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第 21 条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事は、互選により理事長、副理事長及び専務理事を選任する。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 6 監事には、センターの職員が含まれてはならない。
- 7 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、登記を完了した後その旨を遅滞なく三重県知事（以下「知事」という。）に届け出なければならない。この場合において、速やかに、変更後の登記事項証明書を三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。
- 8 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の構成）

第22条 センターの理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者も合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 センターの監事には、センターの理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びセンターの職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（役員の職務）

第23条 理事長は、センターを代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長は、センターの業務を適正に管理するため、副理事長の中から、あらかじめ指名した順序によってセンター長を指名する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、センター長がその職務を代行するものとする。
- 4 専務理事は、理事長の命を受けて、会務を掌理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、センターの業務を執行する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

（役員の任期）

第24条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第25条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席正会員の4分の3以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 27 条 センターに、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 28 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しないセンターの業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 29 条 理事会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の 3 分の 1 以上から理事会の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事から理事会の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号、第 3 号の請求を受けたときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、理事に通知しなければならない。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 32 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わる権利を有しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の議事録)

第 34 条 第 20 条の規定は、理事会の議事録において準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替え、「書面表決又は委任状」の規定は適用しないものとする。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要するものとする。

(資産の構成)

第36条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 センターの経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 センターの事業年度は、毎年4月1

日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 センターの事業計画及びこれに伴う収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度の開始前に総会の決議を経て、知事及び公安委員会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その事業年度開始の日から3月以内に提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立するまでの間、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第42条 センターの事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長がその年度の事業報告書、収支計算書、損益計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経て、当該事業年度終了後3月以内に知事及び公安委員会に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、当該登記事項証明書を添付するものとする。

(長期借入金等)

第43条 センターが資金の借入れをしようとするときは、当該事業年度内の収入をもって償還す

る短期借入金を除き、総会の決議を経て、知事に届け出なければならない。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 44 条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 45 条 事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 認定に関する書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (5) 会員名簿
- (6) 総会及び理事会の議事録
- (7) 資産台帳及び負債台帳
- (8) 現年度及び過去 5 事業年度の収入簿、支出簿及びこれらの証拠書類
- (9) 過去 5 事業年度の事業報告書、収支計算書、損益計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (10) 現年度の事業計画書及び収支予算書
- (11) 知事等その他の関係行政機関からの通知文書
- (12) 職員の就業規程その他の事務処理規程

第 9 章 顧問及び名誉顧問

(顧問及び名誉顧問)

第 46 条 センターに顧問及び名誉顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問等は、理事長の求めに応じて、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問等には、費用を弁償することができる。
- 5 前項の規定に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、公益目的事業の種類又は内容の変更（軽微な変更を除く。）をするときは総会の決議を経、かつ、知事の認定を得なければ変更することができない。また、それ以外の軽微な定款の変更は、遅滞なく知事に届出をしなければなければならない。

- 2 前項の変更事項は、速やかに公安委員会に提出するものとする。

(解散)

第 48 条 センターは、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、知事の認定を得て解散する。

2 前項の場合においてセンターは、あらかじめ公安委員会に届出書を提出するものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりセンターが消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 50 条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 雜則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、センターの事業を遂行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、法人法並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第 35 条関係）

財産種別	場所・物量等
無	